

管理状況の届出制度の普及啓発協力補助要綱

令和6年4月1日 建築住宅局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市マンション管理の適正化の推進に関する要綱第4条第1項に規定するマンションの管理状況の届出について、管理業者が管理委託を受けている管理組合へ普及啓発等を実施し、管理組合から届出が提出された場合、管理業者へ普及啓発等協力に対する補助を実施することで、管理状況の届出を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 マンション管理適正化法第2条第3号に規定する団体又は法人をいう。
- (3) 管理業者 マンション管理適正化法第2条第8号に規定するマンション管理業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に存する分譲マンションを管理する管理業者に該当するものとする。

(補助金交付対象要件)

第4条 補助金の交付にあたっては、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に管理組合に対して総会及び理事会等で届出制度の周知を実施していること。
- (2) 当該マンションの届出が当該年度内及び補助金交付申請までに受理されていること。

第5条 補助金の額は、管理組合当たり1万円とする。なお、団地管理組合の場合も1管理組合と扱う。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 管理状況の届出制度の普及啓発協力補助金交付申請書（様式第1号）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定及び補助金の額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による交付申請があったときは、前条第2項により通知した補助金の額について請求があったものとみなし、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、補助対象者に補助金交付決定取消し通知書（様式第4号）をもってその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（事務の委託）

第10条 市は、本要綱に係る事務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する